

筑豊地区
優生保護法問題を考える
映画と講演の集い

映画

沈黙の50年

～ 国から子どもをつくってはいけないと言われた人たちへ ～



～ 映画のあらすじ ～

「元の身体に返して、二人の赤ちゃんを返して」と訴え続けて亡くなった喜美子さん、木工職人の寶二さん。いじめと暴力に耐え続けてきた沈黙の幾歳月。ろうあ連盟の被害者調査をきっかけに、仲間の励ましに「差別のない社会を」と提訴を決断された小林さん夫婦。その凄絶な人生をたどります。そして各地で沈黙を破って自分を語り始めた被害者の証言、共に歩む仲間の訴えを紹介します。



1948年に作られた旧優生保護法で、障害のある人は、「不良」とされ、2万5千人への不妊手術と5万9千人への中絶手術がその後、行われてきました。それから76年たった2024年7月、最高裁判所は、この法律は、できた時から憲法違反であり、著しく人権を侵害した法律であり、国の対応を断罪しました。

その後、首相・関係大臣の謝罪、被害者への謝罪と賠償を定めた法律の制定、優生思想の浸透などこの法律がもたらした問題の解決のために定期協議の場を設けることなど優生保護法問題解決に向けた取り組みが始まりました。しかし、賠償法施行から1年たちましたが、被害者からの申請は、なかなか進んでいません。あまりにも時間が経ちすぎている壁があります。

今、大切なことは、一人でも多くの被害者に国の謝罪を届け、賠償につなげることです。そのためには、各地域での周知が求められています。まずは、一人でも多くの方に知っていただくために、このつどいを計画しました。このつどいへの参加を心から呼びかけます。

2026年4月25日(土)

飯塚市立 立岩交流センター

(飯塚市新立岩8番13号 TEL0948-23-6000)

2026年4月25日(土) 午前の部 10時～ (受付9時30分)
午後部 13時30分～ (受付13時)
*** 入場無料 ***

【内容】

- 映画「沈黙の50年」上映
- 講演「優生保護法問題を考える」
講師 (一財)全日本ろうあ連盟 前理事長 石野 富志三郎 氏
- 説明「優生保護法賠償法について」
- 被害者の声
- 関係者からの声

主催：優生保護法被害者を支援する福岡の会・筑豊地区実行委員会
共催：飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター

お問合せ・申し込み先：きょうされん福岡支部 TEL0947-23-2020 Fax0947-23-2021

参加申込書

送信先：きょうされん福岡支部 FAX0947-23-2021

団体名・事業所名	
記入者名	
参加時間帯	午前の部 ・ 午後部
参加人数	人



QRコードからでも申し込みができます

4月15日までに申し込みください。定員(午前、午後ともに80名)になり次第締め切りさせていただきます。